

即解 330問

婚姻費用・養育費の算定実務

著 松本 哲泓 (弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

👁 著者から 👁

本書は、家事調停におけるハンドブックとしての利用を目指したものである。

330のQ&Aは、裁判事例、調停において問題となった事例、裁判官・弁護士・家事調停委員との勉強会や、各地の弁護士会等において講演を行った際の質問等から構成している。

Q&Aの回答は、家事調停の現場ですぐにわかるよう簡潔なものとした。詳細な解説は、拙書「〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定 ー裁判官の視点にみる算定の実務ー」(新日本法規出版、2020年)に委ねている箇所もある。あわせて参考にいただければ幸いである。

はじめに

本書は、家事調停におけるハンドブックとしての利用を目指したものである。Q & Aは、裁判事例、調停において問題となった事例、裁判官・弁護士・家事調停委員（以下、「調停委員」という。）との勉強会、各地の弁護士会等において講演を行った際の質問等から構成している。

なお、Q & Aの回答は、一般的な場合を想定しており、個別事案では、その事情を反映して、異なる判断となることもあると承知願いたい。

また、拙書『〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務—』（新日本法規出版、2020）に、詳細な解説を委ねている箇所もある。あわせて参考にされたい。

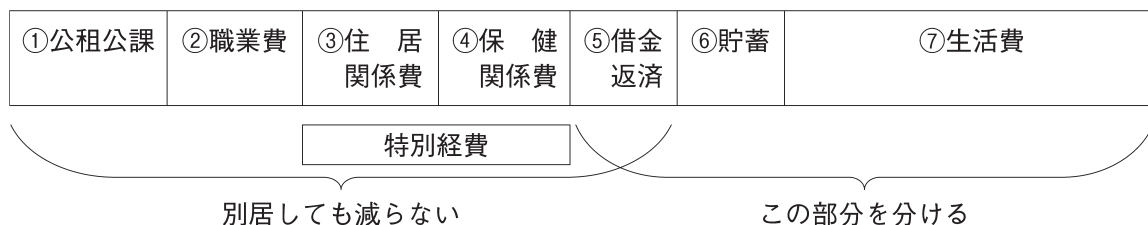
第1 算定の考え方

1 標準算定方式

(1) 標準算定方式の考え方

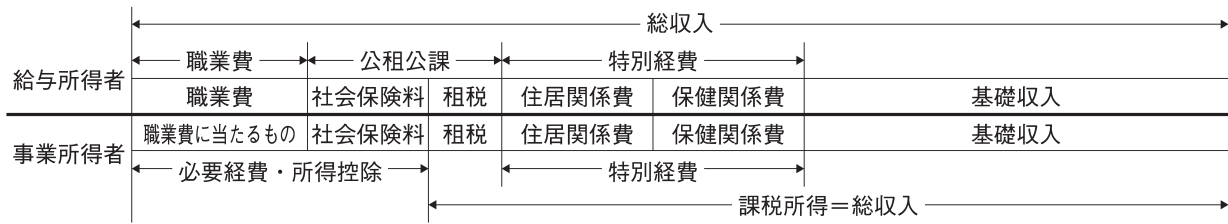
婚姻関係が円満に推移している場合、その家計は、給与所得者の場合、多くの場合、次のようなものとなっている。すなわち、その月の総収入から、①ないし⑥を控除した残りで生活をしているといえる。⑥は、⑦が不足すれば、生活費に組み入れられるものである。

総収入



①は、所得税・住民税・社会保険料、②は交通費や仕事上の交際費、③は住居確保のための費用、④は医療費・保険掛金など（③と④を併せて、特別経費という。）であり、いずれも、別居したからといって、直ちに減少するものではない。そこで、権利者・義務者の生活費は、これらを除いたものを分けるということになる。⑤は、これも別居後も支払わなければならないものであるから、過去においては、これを控除したものを分けるということもあったが、それでは、借金返済を婚姻費用・養育費の分担義務に優先させることになるので、控除する前の額で計算する。⑥の貯蓄も分担義務に優先しないので、控除しない。そこで、⑤ないし⑦の部分を分割する。すなわち、総収入から①ないし④（公租公課、職業費、特別経費）を控除したものを基礎収入とし、これを生活費指数で分ける。

なお、上記の図は、給与所得者をモデルとするものである。事業所得者の場合、給与所得者の職業費に当たる事業のための経費の割合が職種によって大きく異なることから、これを職業費として一律に扱うことは相当でないので、課税所得を、総収入と扱い、これから、所得税・住民税、特別経費を控除したものを基礎収入とする。社会保険料は、課税所得算出前に控除されているので、控除しない。給与所得者と事業所得者の違いは、次の図のようになる。

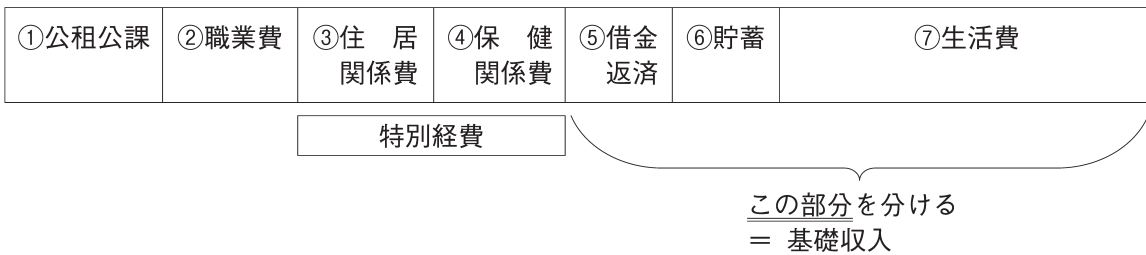


(2) 基礎収入の割合

上記の各費目については、標準算定方式が提案される前には、いずれもその額を証拠によって認定してきた。これを、実額方式という。しかし、その認定のために手続が長期化したことから、標準算定方式は、収入の認定以外は、公租公課は、税法等により理論的に算出された数値、他は、統計による標準的な額を用いることとした。統計の具体的な数値は、令和元年12月に発行された実証的研究によれば、別紙1及び別紙2のとおりであり、その総収入に対する割合は、次の図ようになる。

給与所得者

総収入

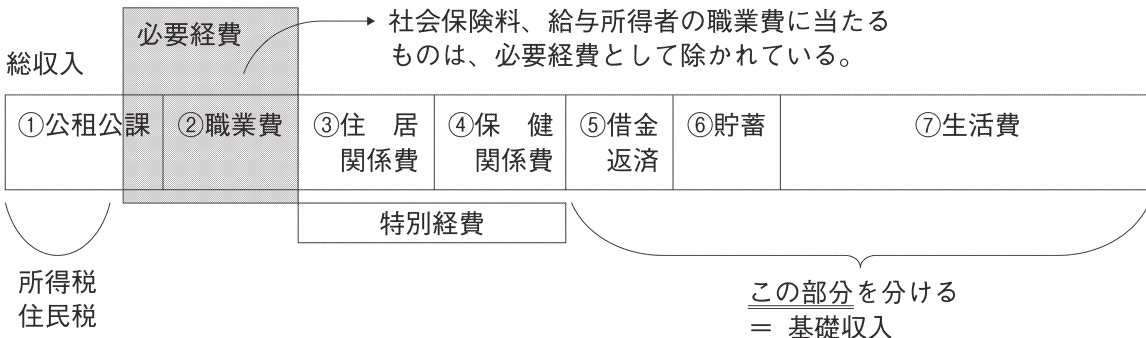


$$\text{総収入} - \text{公租公課} - \text{職業費} - \text{特別経費} = \text{基礎収入}$$

8~35% 18~13% 20~14%

合計46~62% ⇒ 54~38%
高額所得者の方が小さい

事業所得者



$$\text{総収入 (課税所得)} - \text{公租公課 (所得税・住民税)} - \text{特別経費} = \text{基礎収入}$$

16~34% 23~18%

合計39~52% ⇒ 61~48%
高額所得者の方が小さい

家事調停の申立時に家事審判の申立てがあったとみなされ(家事272④)、これを家事審判手続への移行というが、移行する家庭裁判所は、調停が係属していた裁判所である。この場合、移行裁判所に管轄がない場合も生じるが、調停期日に当事者双方が出頭して話し合いに応じていた場合では、多くの場合、自庁処理(家事9①ただし書)がされるが(金子修編著『逐条解説 家事事件手続法』818頁(商事法務、2013))、管轄裁判所に移送される場合もある。

(調停委員の欠席)

Q12 調停委員二人のうち一人が欠席したが、当日の調停期日を開けるか。

調停委員会は、一人の裁判官と二人以上の調停委員で構成される(家事248①)。構成する調停委員の一人が、執務できない状態であれば、実質的に調停委員一人という状態であり、期日は開くべきでない。どうしても、期日を開く必要がある場合は、調停委員を執務可能な者と交替させるか、単独調停(家事247ただし書)に変更して開くこととなる。

(調停委員の知り合い)

Q13 当事者の一人が調停委員の一人と同じ町内に居住する者であることが分かった場合、期日をそのまま進行してよいか。

当事者の一人が調停委員の近所の住民であるというだけでは、その調停委員に除斥事由、忌避事由が認められることはないが、事実上回避するのがよい場合もある。

2 婚姻費用の分担請求権・分担義務

(婚姻費用分担請求権の発生・消滅)

Q14 婚姻費用の分担義務はいつからあるか。

婚姻費用の分担義務は、抽象的には、婚姻の成立によって発生し、その解消によって、消滅する。ただし、具体的な請求権は、夫婦間の合意又はこれに代わる裁判によって形成される(最決昭40・6・30民集19・1114)。

(長期別居時の婚姻費用分担義務)

Q15 別居後15年以上経過し、婚姻関係は完全に破綻しているが、婚姻費用の分担義務はあるか。

婚姻が解消されていない限り、原則として分担義務はある。学説では、破綻の程度によって分担義務は減少するとする説が有力であるが、実務は、学説と同趣旨のものは少なく、婚姻関係が破綻していても、生活保持義務としての分担義務(通常の計算により算出される額の分担義務)を認める(松本22頁)。ただし、破綻ないし別居に責任がある者の請求は、信義則により、責任の程度に応じて減額され、又は認められないこともある(松本29頁)。

(分担申立ての終期)

Q16 婚姻費用の分担の申立ては、いつまでできるか。

婚姻が解消するまで可能であり、婚姻期間中に申し立てた分担請求事件は、その後、離婚したとしても、不適法とはならない(最決令2・1・23裁時1740・1)。婚姻中に請求していなかった場合でも、婚姻期間中に過当に負担した婚姻費用は、離婚に伴う財産分与において清算を求めることができるので、これとの均衡上、離婚後2年間(民768②)は請求できるとの見解はあり得るが、裁判例は、その清算は、財産分与によってすべきとする(神戸家審昭37・11・5家月15・6・69)。

(内縁夫婦の婚姻費用)

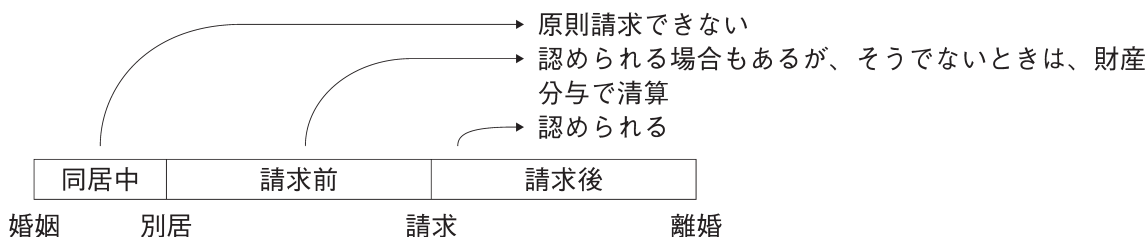
Q17 内縁のままであるが、婚姻費用を請求できるか。

内縁にも、民法760条が準用されるので、同居・協力・扶助の義務があり、婚姻費用の分担義務も認められる(最判昭33・4・11民集12・5・789(別居後の医療費を認めた事例))。ただし、内縁は事実状態を保護するものであるから、別居により、内縁が解消したと判断されることはあり得る。

(分担の始期)

Q18 婚姻費用は、いつから認められるか。

原則的には、請求時以降について認められる。請求は、口頭によるものでもよいが、その証明が困難であるから、通常は、請求が明白な、書面による請求や調停の申立時となる(東京高決平30・4・20判タ1457・85)。



Q19 協議離婚について合意し、協議離婚届を作成したが、権利者は、その届出を託されたのに提出しなかった。義務者からの請求もなかったため、そのまま10年を経過した後、権利者が婚姻費用の分担を求めた。分担義務はあるか。

協議離婚の合意が成立しており、たまたま届出がされていないというだけであるのに、これを奇貨として請求するのは、権利の濫用となろう。

(過去の婚姻費用)

Q20 過去に遡って婚姻費用を請求できるか。

原則は、請求時からであるが、次のような場合には遡って請求できる(松本14頁)。ただ、遡及するかどうかは、裁判官の裁量に属するので、これ以外の場合でも、遡及に合理性があれば、

(過去の養育費の清算額算出)

Q49 過去に遡る場合の養育費の額は、どのように算出するか。

分担すべき時点の収入を前提に算出した額から、養育費が定期債務である点等を考慮して、ある程度減額するのが通常である。

(養育費の終期)

Q50 養育費の分担義務はいつまでであるか。

終期は、子が、未成熟子でなくなった時である。成年年齢とは一致するものではないが、実務は、養育費の分担期間として、原則的に、満20歳までとしている(松本20頁)。

(成年年齢の変更)

Q51 成年年齢が満18歳となったことは、養育費の分担終期に影響するか。

平成30年の民法の改正によって、子の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和4年4月1日から施行される(民4・平30法59改正附則1)。しかし、子が未成熟子かどうかは、成年年齢とは関係がないこと、最近の社会の統計では、大学進学、専門学校進学、高校過年度卒業を含めると、その率は80%を超えるということから、民法改正後も、通常の場合は終期を満20歳とするという扱いを変更しないというのが、裁判所の姿勢である(松本12・19頁)。

(成年後の養育費請求)

Q52 子が成年となった後に子の生活に要する費用を請求する場合でも、子が未成熟子といえる場合には、親が、養育費として請求するか。

成年後に請求する場合は、子に手続能力があれば、子自身が当事者となって、扶養料の請求をするのが筋である。ただし、未成熟子といえる限りは、養育費としての請求も不合法とはいえない。

(未成熟子でなくなるとき)

Q53 子が中学校卒業後、就職した場合、養育費の分担義務はあるか。

その収入が、自立を可能とする程度のものであれば、未成熟子ではなくなったといえる。

(無職の子の養育費)

Q54 子が高校を卒業したが、就職していない場合、養育費の分担義務があるか。

自立しているといえなければ、未成熟子であるが、就職しない理由に合理的な理由がない場合で、自立が期待できる場合は、未成熟子でないとの判断も可能であろう。

Q55 子が高校卒業後就職して自立したが、6か月後に退職して、進学を目指した。未成熟子に戻るか。

当初から進学した場合と比較すると、進学を目指したことが不合理でなければ、未成熟子と扱うこととなろう。

Q56 子が大学を卒業したが、就職先がなく、無職である場合、なお、未成熟子といえるか。

就職をできない理由にもよるが、大学を卒業すれば自立すべきであり、通常は、未成熟子ということとはできない。通常の扶養義務の問題となろう。

(浪人生の養育費)

Q57 子が2浪の末、大学に入ったが、この場合の分担の終期はいつか。

最近の進学率等の社会の実態から、大学卒業までを未成熟子とする例が多い。子が、いわゆる浪人をして進学した場合、特段のことがない限り、卒業までを未成熟子とすることになる。

(医学生 of 養育費終期)

Q58 子が医学部に入った場合の養育費の分担終期はいつか。

卒業時である。

(子の留年と養育費終期)

Q59 子が留年した場合、分担の終期は延びるか。

未成熟子という点では、未だ未成熟子でないとはいえない(Q190)。この場合でも、終期は、通常、卒業時となる。

(障害のある子の養育費終期)

Q60 子に障害があり、経済的に独立することが困難な場合の終期はいつか。

稼働能力がない場合には25歳くらいまで未成熟子と認めた例もある。しかし、成年年齢をある程度超えれば、扶養の問題とした方がよい。

(未成熟子の婚姻)

Q61 子が大学生なのに結婚した。それでも養育費の分担義務はあるか。

子が大学生で学業を続けている限りは、未成熟子でなくなったとはいえない。しかし、婚姻により、配偶者による扶養義務が生じるし、扶養の問題とするとの意見もあろう。

費については、義務者の基礎収入から子に割り振られる生活費を権利者と義務者とで基礎収入の比で分担するが、権利者の収入が義務者より多い場合は、権利者の収入を義務者の収入と等しいものとして分担する。つまりは、2分の1となる（第1 2(2)参照）。

（従前の実情と計算結果の齟齬）

Q170 権利者が同居中に義務者から生活費として渡されていた額は月額25万円であったが、その収入をもとに計算される婚姻費用の額は35万円である場合、婚姻費用の額は月額25万円か。

婚姻中の生活費が低かったということであり、婚姻費用の分担額は、計算結果である月額35万円が基準となる。

Q171 権利者が同居中に義務者から生活費として渡されていた額は月額35万円であったが、その収入をもとに計算される婚姻費用の額は25万円である場合、婚姻費用の額は月額25万円か。

月額35万円とされていた理由を検討すべきであり、特に必要があってその額とされていた場合は、これを考慮し、加算すべき事情が現状では存在しない場合は、計算結果が基準となる（松本226頁）。

7 住居関係費

Q172 住宅ローンがある場合、その住居に住む者は住宅ローンを支払うべきか。

住宅ローンの支払は、財産形成のための支出であり、婚姻費用分担額の算出においては、原則として考慮しない（松本118頁）。考慮すべき場合については、Q174及びQ175参照のこと。なお、支払義務そのものは、債務者となっている者にある。

Q173 住宅ローンがオーバーローンであり、財産分与において考慮されない場合でも、婚姻費用分担額の算定では考慮できないか。

住宅ローンの支払は、財産形成のための支出として、原則として考慮しないのは、オーバーローンの場合でも同様である（松本120頁【裁判例63】）。

Q174 住宅ローンを義務者が支払っているが、その住宅には権利者が居住している場合、婚姻費用の額は、これを理由に減額することが可能か。

義務者が自ら別居した有責配偶者である場合には考慮しない。そうでない場合は、権利者の収入中の住居関係費（基礎収入算定において特別経費として控除された額）は婚姻費用から控除することができる（松本124頁）。ただし、標準的な住居関係費を控除できるとの説や裁判例もある（松本121・126頁【裁判例66】～【裁判例68】）。

Q175 住宅ローンを権利者が支払っているが、義務者が居住している場合、これを婚姻費用の算定において考慮するか。

義務者に住居関係費として留保された額は、考慮する（松本120頁）。権利者の生活費を確保するために、婚姻費用に住宅ローンの額又は標準的住居関係費を加算することも考えられる。義務者がローンを支払い、権利者が居住する場合（Q174）に標準的な住居関係費を控除できるとの立場は、ここでは標準的住居関係費を加算するとの説となろう。

Q176 家庭内別居の場合の住宅ローンの負担はどのように考えるか。

双方にとって住宅確保の費用ということができるので、分担が原則である。権利者、義務者に特別経費として総収入から控除された住居関係費があるときは、これから賄えばよい。これが現実の住宅ローンの額に不足するときは、不足部分を収入の割合で負担する。結果的に、住宅ローン全額を、収入に応じて負担することになる。現実には、どちらか、又は双方が支払っているため、この考え方で清算する方法で、負担額を決定する。

Q177 権利者は、幼子を抱えて就職できない。婚姻費用の分担額に住居関係費を加算できないか。

住居関係費は基礎収入算定において、総収入から控除されるので、分担額には住居関係費を含まない。住居は、基本的に、権利者、義務者がその収入に応じたものを確保すべきものであるが、権利者が無収入である場合、義務者には住居関係費が留保されているのに対して、権利者にはこれがない。そこで、事例によっては、住居関係費を加算しないと公平を著しく害する場合もある（松本117頁）。義務者に留保された住居関係費が義務者が現に負担する住居関係費より多額であれば、その差額は考慮すべきであるし、そうでない場合でも、住居関係費が婚姻費用に類するものであるという点から、その費用を一部負担する必要がある場合は肯定できよう。

Q178 養育費に住居関係費を加算できないか。

子は監護親と同居するのが通常であり、養育費には住居関係費は含まないが、子の福祉のために、その住居環境を整えるための費用が必要であれば、その費用を養育費に加えることも可能であろう。

Q179 義務者は夫婦の別居に専ら責任がある有責配偶者である場合、義務者が別居前から賃借し、現に権利者が居住する住居の賃料の支払義務はあるか。

有責配偶者は、無責の配偶者に不利益を与えるべきではなく、従前負担していた居住住居の賃料を負担し、又は、賃料相当額を婚姻費用の額に加算すべきである（松本135頁）。

Q223 多くの保険に加入しており、保険を保健医療費として考慮すると、考慮された保健医療費を超えるが、その超過部分の分担を求めることができるか。

貯蓄性のある保険については、その額が特別経費として考慮された額を超える場合でも、その超過部分の分担を求めることはできない。一般に、別居時を基準時として、その時点の解約返戻金相当額が離婚に伴う財産分与の対象財産となり、基準時後の掛金の支払は、特有財産からの支払として、財産分与において清算される関係にあるからである。掛け捨ての保険については、その必要性があるかどうかを含め、個別に考慮する。

10 高額所得者

(婚姻費用)

Q224 算定表の上限を超える高額所得者の婚姻費用の算定はどのようにするか。

婚姻費用の場合、一つ目は、算定表の最高額を上限とする方法であり、算定表の上限を500万円を超える程度までの事案で用いられる。二つ目は、基礎収入の割合を修正する方法であり、収入が概ね1億円までの事案で用いられる。基礎収入割合を修正する過程で貯蓄率を考慮している場合もある。三つ目は、基礎収入割合の修正に加えて、貯蓄率を控除する方法である。やはり、収入が概ね1億円までの事案で用いられる。四つ目は、同居中の生活レベル等から算定する方法である。上記3方法では算定できない場合に用いられるとともに、各方法による算定をより合理的なものとするために併用して用いられる(松本149頁)。

(婚姻費用の上限)

Q225 婚姻費用について100万円が上限であるという考えはとれるか。

分担額は、監護する子の人数で大きく変わるし、生活の実態(住居、交際関係など)により、必要な生活費も変わる上、高額所得者の場合、実際に、同居中に100万円以上の生活費を交付していた例はしばしばあるので、100万円が上限と決めつけることはできない。

(基礎収入割合の修正)

Q226 基礎収入割合の修正はどのような方法で行うか。

基礎収入割合は、収入が多くなるに従って低くなるので、その低減の傾向を考慮して修正する。2000万円を超え、250万円から500万円増加するごとに1%から1.5%程度という考え方もある(松本153頁)。裁判例では、総収入6200万円についてマイナス7%としたものがあり(福岡高決平26・6・30判時2250・25)、これを参考に、4000万円を超えると税率が上がるという点を考慮すると、次のようになる。括弧内は、収入ゼロの権利者が15歳以上の子を監護する場合の養育費の試算値(月額)である。

〈年収〉	〈基礎収入割合〉
2000万円～2500万円・・・37	(1人のとき～35万円、2人のとき～49万円)
～3000万円・・・36	(　〃　～41万円、　〃　～57万円)
～3500万円・・・35	(　〃　～46万円、　〃　～64万円)
～4000万円・・・34	(　〃　～52万円、　〃　～71万円)
～4500万円・・・33	(　〃　～57万円、　〃　～78万円)
～5000万円・・・32	(　〃　～61万円、　〃　～84万円)
～6000万円・・・31	(　〃　～71万円、　〃　～98万円)
～7000万円・・・30	(　〃　～80万円、　〃　～110万円)

(貯蓄率)

Q227 高額所得者について、貯蓄率を控除する理由は何か。

収入が多くなると、その内から資産形成費用に回される額も多くなり、その全てが生活費となるわけではないので、この部分を公租公課、職業費、特別経費に加えて控除するのが合理的と考えられるからである。

貯蓄率を考慮せずに、基礎収入割合を考えると、基礎収入の割合が、所得が多くなるに従って低くなるのは、公租公課の割合が高くなるからである。職業費、特別経費の割合は、収入が多くなるに従い、割合は低くなるが、公租公課の割合の増加率が大きいので、結果として、収入が多いほど、割合が低くなる。そうすると、2000万円を超える場合でも、その低減率は、公租公課の割合が増加することによる低減を超えることにはならないということになる。このように考えると、2000万円の収入の場合の、職業費と特別経費の割合に、公租公課の割合を加えた割合を控除すればよいということになる。この場合、2000万円から4000万円までは、所得税率は同じ(40%)で、住民税、社会保険料の割合も最高額で変わらないと考えられるから(公租公課の割合としては、35%前後となる。)、4000万円までは、2000万円の基礎収入割合(38%)から貯蓄率を控除することとなり、4000万円を超える場合は、増加する所得税率5%を考慮し(5%全部を控除するということにはならない。)、かつ、貯蓄率を控除するという方法が考えられる。

Q228 貯蓄は収入2000万円以下の場合でもされているが、その貯蓄は総収入から控除されず、基礎収入に含まれ、分担の対象となっている。そうすると、収入2000万円を超える場合のみ貯蓄率による貯蓄額を総収入から控除するのは矛盾ではないか。

収入2000万円以下の場合に貯蓄を総収入から控除しないのは、貯蓄は生活保持義務による生活費分担に優先しないという理由である。つまり、その貯蓄は、生活費に充当されることが予定されている。これに対し、収入が2000万円を超える場合に控除する貯蓄は資産形成であり、生活として費消されるものではないと考えられるからである。そこで、収入が2000万円を超え



新日本法規